

新潟県における国立銀行経営の特質 第七十一、第百十六、第百三十九の分析

阿 部 隆

Abstract

The government thought that construction of the monetary system was important for the establishment of Japanese modern state. Therefore I promulgated the national bank regulations in 1872 .Four national banks were founded in the next year, but the management ended in failure. Therefore establishment conditions were loosen because of regulations revision, and 153 national banks were established in the whole country. Five lines were established in Niigata, but I assigned a focus to three lines that there was not by merger and studied it now.

キーワード.....第七十一国立銀行 第百十六国立銀行 第百三十九国立銀行

はじめに

新潟県内には、表 - 1 のように 5 つの国立銀行が明治 6 年の第四国立銀行を初めにして順次設立されていったが、現在営業しているのは、新潟市の第四銀行と長岡市にある北越銀行の 2 行であり、他の 3 行は普通銀行に変更後、第四銀行に吸収合併された。

県内のリーダーバンクである第四銀行には、戦後になって刊行された 80 年史や最近の 100 年史があり、県内の銀行史を知ることだけでなく、全国の国立銀行の研究の貴重な文献として研究者や学者たちによって広く活用されている。また、旧長岡藩士救済のため設立された第六十九国立銀行が源である北越銀行についても豊富な資料があり、両行については詳細を知ることができるため今回は参考資料だけとした。しかし、他の 3 行については現在存続しておらず、詳細な状況を知る手立ては少なく、第四、北越両行の銀行史の中にも関連する部分は載っているものの僅かなものであった。そのため、全国の国立銀行の調査の中でも利用した各地区の地方史を研究資料として採用した。営業状況についても『新潟県内銀行の営業報告書』より、各科目の金額を拾い出し一覧表にしたが、活字が不鮮明で完全なものにできなかった。

以上の資料から、今まで見ることが出来なかった設立経緯や営業状況からの共通点や相違点などを明らかにしていきたい。

表 - 1

新潟県の国立銀行

	第四国立銀行(新潟)	第六十九国立銀行(長岡)	第七十一国立銀行(村上)	第一百六国立銀行(新発田)	第三百三十九国立銀行(高田)
設立年月日	明治6年12月24日	明治11年11月 2日	明治11年10月 7日	明治11年12月10日	明治12年 2月26日
開業日	明治7年 3月 1日	明治11年12月20日	明治11年11月15日	明治12年 2月25日	明治12年 7月 3日
当初資本金	200,000円	100,000円	70,000円	50,000円	100,000円
最終資本金	500,000円	350,000円	125,000円	100,000円	350,000円
当初発行紙幣額	120,000円	80,000円	40,000円	40,000円	80,000円
最終営業日	明治29年12月18日	明治30年12月31日	明治31年 9月30日	明治31年 1月31日	明治30年12月31日
普銀変更日	明治29年12月19日	明治31年 1月 1日	明治31年10月 1日	明治31年 2月 1日	明治31年 1月 1日
変更後の推移	新潟銀行～第四銀行	第六十九銀行～北越銀行	村上銀行～第四銀行	新発田銀行～第四銀行	第三百三十九銀行～第四銀行
初代頭取	市島徳次郎(大地主)	関矢孫左衛門(大地主)	樋口次郎平(呉服商)	五十嵐甚蔵(大地主)	川上直本(旧高田藩士)
明治5年の人口	港町 33,152人	城下町 24,076人	城下町 17,647人	城下町 18,312人	城下町 27,460人
株主と身分	士族 3人 平民 350人	士族 789人 平民 12人	士族 156人 平民 8人	士族 236人 平民 21人	士族 382人 平民 68人
株式の持分	51～100株 2人 21～50 22人 11～20 13人 6～10 33人 1～ 5 283人 合計 353人	60株以上 6人 30～60未満 7人 3～30未満 94人 2～3未満 454人 1 240人 合計 801人	40株 2人 30 5人 20～30未満 3人 10～20未満 33人 10未満 121人 合計 164人	80株以上 6人 40 1人 20～40未満 2人 12～20未満 13人 12未満 235人 合計 257人	60株以上 5人 10～20 13人 6～10 63人 ～5 369人 合計 450人
役員身分	平民 6人	士族 1人 平民 4人	士族 4人 平民 2人	士族 1人 平民 4人	士族 3人 平民 2人

出所 『明治財政史』第13巻、1903年、『第四銀行百年史』1974年、『村上市史』通史編第3巻、1999年、
『高田市史』1914年、『上越市史』通史編5、2004年、各資料より筆者作成。

・村上第七十一国立銀行

1. 村上第七十一国立銀行の設立

政府は、大蔵省を中心に全土族の家禄制度の全廃について検討をした結果、明治 8 年 7 月 14 日、家禄奉還の施行を停止し金禄公債の交付に踏み切った。新潟県内の合計では 6,544 人、2,401,375 円となり、旧村上士族には 622 人、327,580 円の公債が交付された¹⁾。

旧村上藩士は、三面川の鮭採取権を旧幕府から引き続き獲得し、多少なりとも経済的には他地域よりめぐまれていた。しかし、全土族が生活を安堵されていたわけではなく公債証書を受けても、その利子の収入のみでは生活が出来ず、官吏や巡査、教員に就職できたものはごく少数であった。そのため公債証書を担保に借金や額面割れで売却、それを資本に農業や商業を始めたが成功する者は稀であった。そのため士族に交付された公債が浪費されるのを防止する目的で、旧藩士の有志が、保全措置として国の銀行条例の政策に呼応し国立銀行の設立を計画した。地元町人にも参加を呼びかけ、事業家で地元の有力者の初代頭取に就任する樋口治郎平や岩佐喜蔵たちが協力した。創立の中心は士族である若林安静や村部清纒であったが、実務面の指導は商人たちに依頼し、また出資についても大口の引受をするよう協力を求めた。

出資者は合計 164 人で士族が 156 人とほとんどを占め、平民は 8 人に過ぎなかったが全員大口出資であり大株主であった。平民の出資者比率は 4.9%の低い割合であったが、株数は 221 株で 15.8%を占め、金額も 11,050 円の多額に達した²⁾。

当初は資本金を 10 万円として創立を請願したものの、要請通りに許可されることはなく、明治 11 年 10 月、資本金 7 万円に減じられて申請が認められ、村上第七十一国立銀行が誕生した。全国各地から相次いで申請のあった国立銀行の出願を規制しなければという機運が、政府の間に高まった結果であった。設立年月日及び開業日は長岡とほとんど同じで、最初に誕生した第 1 期国立銀行の一つである第四国立銀行に次ぐ早いもので、新発田や高田より先行して創業を立ち上げている。役員は商人と士族で構成され、土商協力により営業開始した。

(設立当初の取締役と株式引き受け状況)

樋口 治郎平	商人	岩船郡村上町	40 株	2,000 円	頭取
岩佐 喜蔵	商人	同 村上町	30 株	1,500 円	取締役
若林 安静	士族	同 村上町	30 株	1,500 円	〃
山口 直矢	士族	同 村上町	10 株	500 円	〃
亘 和順	士族	同 村上町	13 株	650 円	〃
村部 清纒	士族	同 村上町	30 株	1,500 円	支配人

『村上第七十一国立銀行創立証書』株式引受一覧表、第四銀行所蔵。

こうして、営業開始した村上第七十一国立銀行であるが、開業時は調達資金である預金が公

金、人民預金ともほとんど集まらず、貸付金も2万円台と非常に厳しいスタートとなった。こうした中、支配人の村部が、利を急ぐあまり新潟米商会の米相場に失敗し引責辞任、この事件に加えて行員の費消事件が起こり支配人は交代した。当行は開業早々経営難に陥り、明治13年に資本金を7万円から5万円に減額し経営の立て直しを図った。本来の業務である貸付金の伸びも思ったように期待できず、公債証書からの配当収入も僅かなものであったため、高収益を狙った資金運用であったが、大きな損失を発生させてしまった。銀行本来の業務に対する知識不足と、経験の少なさが理由であったが、経営が正常に運営されるような環境がまだ整っていないことが底辺にあったのが大きな要因でもあった。

2. 営業状況

(1) 預金の状況

表2の半季報告書からみていくと、創業時の村上第七十一国立銀行の預金高は微々たるものであった。国、県の出先機関が村上地区に配置されることが少なく、また公金の取扱高も他の管轄地域と比べ規模が小さかったため、公金預金の残高は低調なものであった。なお、県下の公金取扱状況は、上越地方は高田第三百三十九国立銀行、中越地方は長岡第六十九国立銀行、及び下越・佐渡地方は第四国立銀行と、3つの国立銀行が地域分担することになった。北蒲原は新発田第一百十六国立銀行が、岩船は村上第七十一国立銀行が、それぞれ第四国立銀行の代理店として業務を行うことになった。人民預金は明治13年になっても200円の残高のみで、公金預金同様に不振な状態が続いた。

人民預金が集まらなかった理由としていくつかあげられる。村上藩は江戸時代からの鮭の採取権を保有していたため近隣の藩より恵まれていたものの、決して裕福な財政ではなかった。当然、全土族の生活が安堵されていた訳でなく、公債証書を受けてもその配当だけでは生活できず、前述のように官吏等に就職できたものはごく少数で、事業を起こしても失敗するものが多かった。また、国立銀行の出資応募状況をみても土族たちの蓄えの少なさは充分理解できるところである。2つには、創立の目的は土族に交付された金禄公債の費消防止のため、預金だけでなく運用面にも言えることだが、役員たちは本来の銀行業務に重きを置くことが希薄だったのだろうか。また、村上には下越におけるような大地主は少なく、新潟、長岡、柏崎のような商業地、輸出量の大きかった港を持つ直江津などの経済的規模の大きい町を持っていなかったのも、預金が増加しなかった理由としてあげられる。

預金の種類は、約定預金といわれた定期預り金、別段預金、及び商人により利用された当座預り金があって、預金利息は、創業当時の主力商品である定期預り金1年物は6%であった³⁾。明治22年以降の新潟、高田、長岡の国立銀行金利として『日本帝国統計年鑑』に各決算月の最高と最低金利が掲載されている⁴⁾。新潟は都市部ということで預金吸収能力が高いため、預金金利は2行と比べ多少低い設定であったが、3行の定期預り金の平均金利は最高

表 - 2

村上第七十一国立銀行

半季實際報告

(単位:円)

	12年上期	12年下期	13年下期	15年下期	16年下期	17年下期	18年下期	19年下期	20年下期	22年下期	23年下期
(負債)											
資本金	70,000	70,000	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
積立金		446	1,116	2,651	3,551	5,799	8,408	10,446	14,790	19,893	22,572
発行紙幣	40,000	40,000	40,000	39,941	40,000	39,133	38,255	37,176	36,054	33,717	32,544
公金預金	150	95	3,910	19,815	13,545	3,916	11,424	10,462	2,372	554	716
人民預金			200	11,458	22,842	31,039	39,831	28,055	18,051	21,815	21,900
他店為替借		2,758	3,349	3,632		1,188	647	5,071		50,381	1,209
当期利益金	4,465	4,530	3,442	5,236	8,521	9,978	8,875	7,025	6,732	8,019	8,307
前期繰越		198	30	31	455	697	509	1,189	800	1,880	2,177
負債・資産合計	114,615	117,832	102,071	132,737	185,161	197,126	209,255	201,608	187,542	241,287	195,431
(資産)											
公債証書	70,128	53,925	54,238	52,509	52,076	54,082	53,154	52,977	56,478	52,008	50,191
貸付金	20,600	20,029	32,651	47,127	92,527	112,509	111,614	113,571	107,138	110,514	113,317
内期限過貸付				65	976	1,293	1,238	258	258	100	100
創業入費消却	590	393									
所有物勘定		246			260	1,333	1,265	723	300	328	
金銀有高	22,926	43,237	15,181	30,107	32,053	16,006	30,164	15,387	7,529	11,121	10,295
配当年利回り(%)	10.00	10.00	10.00	10.00	14.00	14.00	12.00	8.80	8.80	9.2	9.2
内当座貸越					160	1,336	6,809	4,095	12,438	16,214	17,155
内割引手形											
借入金						5,000			5,000		

出所 『新潟県内銀行の営業報告書』(1)、村上銀行(村上第七十一国立銀行)、1974年、第四銀行所蔵、より著者作成。

で4.5%前後で、村上での定期預り金金利よりかなり低い金利設定であった。

（2）貸付金の状況

当初の貸付金の対象は、多くの国立銀行がそうであったように、士族に対する割合が大きく占めており、資金使途は授産資金や生活資金によるものであった。村上には江戸時代からの伝統的産業が多く根付いていて、「村上縞」とか「村上平」と言われた絹織物が、明治に入り「山辺里織」と改称して東京方面に販路を拡張していた。19軒あった酒造業も、明治以降、地元での消費以外に大量に北海道に船積みされた。現在も北限のお茶として人気のある製茶業は、政府の厚い保護のもと生産を伸ばし、当地の第一級の国産品となり日本の輸出に大きく貢献した⁵⁾。しかし、従来の伝統産業からは、資金需要が新規発生することもなく貸付金は低調であった。

明治10年2月の西南戦争勃発以降、全国的にインフレが激化してくるが、米価の高騰で農家は潤い、また地主による農地の集積という形で、農村部には貸付金の資金需要が旺盛になってきた。江戸時代から北蒲原には巨大地主が存在していたが、明治10年代に入ると新田開発や、多くの農民からの質入（質流）による集積により、県内各地にも土地集中が進んで各地で大地主が誕生してくる。農政調査会「新潟県地主名簿」によると所有地価1万円以上の大地主は蒲原地方に集中しており⁶⁾、岩船地区は下位にあるものの土地集積志向は進んできて、他行同様に村上第七十一国立銀行の貸付金の対象は、士族から資金需要の出してきた農家に移行してくる。

明治17年度になってようやく一般の貸付金以外の科目である当座貸越が初登場してくる。同時期の高田の当座貸越残高が10万円台であるのと比較して大きく出遅れている。割引手形についても、商取引の中で手形決済が当地では行われることが少なかったことから、ようやく明治28年下期になって初の取扱いをすることになった。期限の過ぎた貸付金は明治15年以降に発生してくるが、金額的には僅かであった。比較的、狭域な営業地区のため顔の見える運用先であって、大口でリスクの高い業種に対する貸出でなかったため、不良債権も少額で推移していたと思われる。貸付金利は明治31年の資料であるが、金額段階で最高12%から最低10%であった⁷⁾。同時期の県内平均より若干高めの設定であった。

創業後も不振は続き預金、貸付金とも思うように伸びず、正常な運営を継続することが出来なくなり、当時村上藩の領地であった南蒲原郡三条町の商人に譲渡するという計画がもちあがった。岩船郡長や地主、有力商人たちの地元の将来のために銀行を残したいという熱意により村上に残すことが決定、役員は士族から地主、商人と交代し、株主の構成も士族の圧倒的優位も崩れ銀行の性格は一変した。商人たちの手に経営が移り、資本金も資金需要の醸成により資金の枯渇を避けるため10万円に増額した。貸付金が公債証書への投資を上回ってくるのは明治16年以降で、ようやく商業資金への貸出がみられ、銀行本来の機能を発揮し始めてくる。

その後、明治20年代になり近代的産業の勃興は村上にも伝わり、製糸工場や煙草製造工場、マッチ工場等目新しい企業が出現した。岩船町では、天然ガスを活用した瓦斯動力会社、製材

所、造船所等の工場が誕生した。新しい企業の出現と商業の活性化により、17 年以降になると貸付金も 10 万円台に到達し、比較的安定した銀行運営を推進することが出来るようになった。

(3) 収益の状況

貸付金はようやく 10 万円台を維持するようになったものの、他の 2 行と比べその後の残高は増加することはなく、公債証書の配当を加えても収益は低調に推移した。また、手数料収入である為替取引も県外業者との取引も浅く僅かな扱い高であり、明治 23 年度までの半季実際報告をみても当期利益金は一度も 1 万円を超えることはなかった。明治 17 年度の 3 行の比較でも当期利益金は新発田が 1.3 倍、高田は 3.9 倍と村上を引き離していた。同行は、その後大きく拡大することもなかったものの、経営危機を招くような状況でもなかった。

配当金については創立後しばらく 10%を維持し、17 年前後の収益増時は 14%の高配当を記録したが、20 年代前半には貸付金、収益金とも停滞し 10%を割る状態が続いた。

20 年代後半になると預金も増加し、貸付金も 20 万円台になり、収益も改善し業績は順調に進展してきた。明治 27 年 8 月に資本金を 12 万 5 千円に増額し、村上の銀行としての位置を確保し、国立銀行営業満期直前の明治 31 年 10 月 1 日、普通銀行に転換し株式会社村上銀行と改称した。

・新発田第百十六国立銀行

1. 新発田第百十六国立銀行の設立

明治 9 年 8 月に家禄制度が廃止され、新発田士族に対して交付された金禄公債高は、1,754 人に 785,000 円であった。村上士族に対する交付人数、及び金額のそれぞれ 2 倍以上に当たり、県内の総交付額の 33%を占めていた。その翌年 12 月 6 日に、銀行設立の決議が新発田旧藩士と北蒲原の有力豪農との間で行われ、当初資本金は 15 万円として大蔵省紙幣寮あてに銀行創立の請願が提出された。

この設立計画は各方面から期待され、特に禄を失った士族たちからは多くの参加希望が寄せられた。そのため、予定した 15 万円を 20 万円に増額して、大蔵省紙幣寮に対し明治 11 年 1 月 23 日改めて請願を提出した。しかし、大蔵省からは 2 回に亘り指令があり、5 万円にて申請を出すよう促された。そのため 20 万円を諦めて、やむをえず 15 万円に修正したうえで再度提出した。しかし、村上同様に国立銀行設立計画の総枠規制から、新発田にも最低限度の 5 万円の回答が下された。寡少資本では旧士族たちの生活救済や、当初目論んだ営業収益を確保できないと再度請願を行ったが認められなかった。

最終的には 5 万円をもって創立することになり、明治 11 年 7 月 15 日に再出願を行い、同月 27 日に許可を得て第百十六国立銀行が新発田上町通 528 番地に誕生した。創立証書と定款を作

成し、新潟県庁経由で提出したのが同年11月15日で、諸役員を選出の上創立決議を取り決めて、翌月の10日付で開業免状の交付をうけた。

（設立当初の取締役と株式引き受け状況）

五十嵐甚蔵	大地主	北蒲原郡金屋村	80株	2,000円	頭取
溝口半左衛門	士族	新発田本村	80株	2,000円	取締役
伊藤文吉	大地主	中蒲原郡沢海	80株	2,000円	〃
高橋純吉	大地主	同 古田新田	80株	2,000円	〃
円山七衛武	大地主	北蒲原郡京ヶ島新田	80株	2,000円	〃

『新発田第十六国立銀行実際考課状』役員一覧表、第四銀行所蔵。

初代頭取に就任した五十嵐は、二十二大区長を務めた大地主で、明治に入り開墾や購入による農地の拡張により、水原の市島家、佐藤家に次ぐ豪農に成長していった。

先行する第四国立銀行は、大地主と港を中心とした豪商たちにより創立され、実際の経営は商人により運営されていた。また地主たちは頭取等役員に地位にあったが、ほとんど出勤はせず、創立後も投資家的な地位にあった。しかし、第十六国立銀行はじめ県内の4行は、地主と一部商人により設立され、実際の経営に携わる役員も士族が中心で運営されており、第四国立銀行とは大きな相違をみせていた。

創業時の株主構成と持ち株構成は、前述のように、廃業状態にあった士族たちが中心となって設立したことから、257人の株主のうち90%以上が士族で、平民は僅か21人であった。

しかし、士族の出資は僅かな金禄公債証書の提供であり、株数の一人当たりの持ち分はごく少なかった。士族の中で最高の80株を引き受けたのは、取締役で旧新発田藩家老の溝口半左衛門だけで、10株以下の零細株主は207人と士族株主の88%にものぼり、全体でも80%を超えた。一方、平民で80株以上は大地主で初代頭取に就任する五十嵐甚蔵、役員に就任した高橋、円山、伊藤及び支配人の笠原重信であり、それ以外の平民は4株以下の零細株主たちであった。また、実際の実務は前述の役員5名に支配人2名、現場は簿記方、書記方とも士族各1名であった。銀行業務については、商人ではなく士族出身者によって執られていたのである。

2. 営業状況

（1）預金の状況

開業早々の預金状況を見ると、人民預金については、他の国立銀行の創業時と同様にまだ一般に蓄えをするという環境にはなく、銀行というものも広く認知されてもおらず、また、公金預金についても官からの預け金も少なく、預金合計で170円という低額でのスタートとなった。

人民預金の低調さはその後も続いて、3行のなかでも最低の残高で推移していく。その理由として、士族については出資への参加状況を見ても分るように、ほとんどが10株以下の公債に

よる零細株主で蓄えをする余裕はなかった。2 つには明治維新以後、新発田の町も士族中心の経済から、町民へと大きく変化していったが、明治 5 年の職業別戸数を見ると、農業従事者が 20%と大きく占め、それを除いた半数が日雇いと賃仕事に従事している人たちであった。収入からみるとかなり厳しい生活を強いられた賃労働者たちで、銀行とは無縁の人たちであったと思われる。また、北蒲原の大地主たちも農地取得のための資金需要は旺盛だったが、余裕資金も購入資金として投資していたのではなかったのか、また、豪農であった市島家、白勢家たちは、第四国立銀行の頭取や役員の座にあり、取引の方向は新潟に向いていたと思われる。

新発田の町も商業の発展によって賑やかになり、公的施設も出来はじめ、明治 5 年に新発田城の跡地に東京鎮台第 1 分営の 1 小隊が入り、屯営は明治 8 年に完成している。明治 6 年には始審裁判所・駅通郵便局・警察の前身の取締所が町に新設された。明治 13 年には公金取扱の地域分担について取り決めが行われ、当行は北蒲原地区を第四国立銀行の代理店として業務を担当することになり、明治 15 年 4 月には、県庁より直接新潟為替方北蒲原郡役所御用取扱を拝命することになった。公金預金は、官金の取扱の範囲の拡大によりようやく増加の道をたどり始め、下期には 1 万円台を確保、明治 24 年下期までは、ほぼ毎期、御用預金が人民預金を上回る状況が続いた。

しかし預金の伸びは遅々たるもので、残高は一進一退を続け、この当時の預金の増減は公金預金の取り扱いに大きく左右されていた。公金預金は利息を付与する「御用預金」・「御用定期預金」があり、「御用当座預金」・「国庫預り金」は各町村や裁判所の出先機関の資金を無利子で預かるもので、特に、「国庫預り金」は貸出運用についても制限のある特殊預金であった。

人民預金は「定期預り金」が主流で、現在と同様に貯蓄用に利用されており、当行では預金の 80%前後を占めていた。商人たちには「当座預り金」が営業資金用口座として活用された。

(2) 貸付金の状況

前述のように、創業時の預金は僅か 170 円であり、貸出は発行紙幣の範囲内で対応していた。第一回半季実際考課状の本店景況欄⁸⁾には、その当時の事情を次のように表している。

「米穀騰貴輸出巨額ニシテ貨幣ノ他国ヨリ・萃スル実ニ夥シ故ニ国内ノ流通太宜シク為ニ社幣ノ運用ニ影響ヲ生セリ因テ公債証書売買ノ事ヲ初ム然ルニ数ノ免カレサル所俄然諸物貨(ママ)ニ勢力ヲ与ヘ世間貨幣流通用ノ勢頓ニ振起シテ需用者(ママ)益多ク遂ニ他店ヨリ借財ヲ為スニ至レリ」。農業を中心とした米穀経済の上に成り立っていた新発田の地は、明治 10 年初期からインフレにより騰貴し始めた米価で農村経済は好転し、その後の明治 12 年から明治 14 年にかけて活況を呈していた。従って米穀売買に伴う資金需要が活発となり、資金逼迫の状態であった。他からの資金調達方法も選択の余地は少なく、創業時から他店が替借が 10,000 円とあるが、為替取引はまだ開始されていない時期でもあり第四国立銀行からの借入と推測される。

開業当初は他の国立銀行同様、職業別にみると手持ち資金の少なかった士族の生活資金や、起業する為の授産資金などの資金需要がほとんどを占めていた。もちろん抵当物件も士族が所

有していた金禄公債をはじめ諸公債証書が大半であった。

しかし、土族への貸付金も明治13年下期には農家への貸付金と拮抗してきたが、明治15年には米穀高騰を背景にした大規模な米穀取引と土地投機資金を必要としていた農家にとって替わられた。また、抵当物件も諸公債証書は減少し、宅地、建物、耕地が対象となってきた。一方商人に対しては、米穀経済の繁栄に引きずられるように好調な状況となり、資金需要も増して貸付金の先数・金額とも増加傾向にあった。

明治13年下期には、資金逼迫も限度となり他店借が27,392円と急増し、資本金の54%、貸付金総額の63%までになった。他店借も限度に近く、預金もまだ官民あわせても3,117円と少額のため、14年6月、資本金を新たに10万円増額し15万円に変更した。それにより14年下期には貸付金も155,762円に急増、当期利益金も初の1万円台となった。（表3）

（3）収益の状況

期限を過ぎた未返済貸付は明治13年下期には10,238円と1万円台を超え、貸付金の23.4%にもなり一時的に危機的状態に陥った。また、資金繰りにも困難をきたし、他からの調達を迫られ、前述のように第四国立銀行からの借入でしのいでいる。明治19年下期には、期限経過貸付金がさらに悪化し、回収が不可能な不良債権となった滞貸金も計上されてくる。滞貸金も同年から明治20年がピークで、明治21年下期では期限経過分も入れて10.4%の不良債権比率となり、収益にかなりの影響をもたらし、当期利益金も1万円台を切る状態が続いた。表4から貸出収益率が低下してくるのが見てとれるが、明治19年以降は10%を割り、当初は公債保有で得られる収益率を上回っていたものの、明治20年、21年と逆転した。その後、公債は減少、貸付金は増加したため、貸出収益率が常時上回るようになった。為替業務は、明治20年代に入り県下の各銀行と取組契約を結び、商業金融網の拡大を図りながら収益に貢献していった。

表 - 4 公債収益率・貸出収益率

各年度	公債収益率	貸出収益率
明治12年下期	9.1%	10.2%
明治18年下期	9.0	10.6
明治20年下期	9.4	8.4
明治21年下期	9.5	9.0
明治24年上期	8.0	10.5
明治26年上期	9.3	9.7
明治28年下期	6.6	8.2
明治30年下期	5.9	8.1

出所 『新発田市史』下巻、1981年、324頁。

表 - 3 新発田第一百六国立銀行 半季實際報告

(単位円)

	12年上期	12年下期	13年下期	14年下期	15年下期	16年下期	17年下期	18年下期	19年下期	20年下期	21年下期	22年下期	23年下期
(負債)													
資本金	50,000	50,000	50,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
積立金		200	880	9,750	4,600	6,800	7,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	4,768
発行紙幣	40,000	40,000	40,000	39,993	39,969	40,000	39,133	38,191	37,176	36,054	34,893	33,712	32,544
公金預金	70	300	118	2,042	16,289	10,525	12,962	7,484	36,743	14,607	13,667	12,050	13,343
人民預金	100	4,100	3,059	736	1,636	3,447	4,131	3,470	9,483	6,709	6,508	12,783	6,203
他店為替借	10,000	1,003	27,392	133	811	2,219	8,391	7,164	923	8,299	5,845	650	4,812
当期利益金	2,155	3,429	4,660	14,403	18,047	14,924	13,090	10,642	8,780	8,860	9,687	7,927	8,564
前期繰越		12	132	200	1,280	962	780	733	503	411	1,111	625	920
負債・資産合計	102,325	99,032	126,109	217,057	247,337	268,828	267,278	252,318	269,504	264,284	261,342	250,964	249,695
(資産)													
公債証券	41,687	40,645	40,645	45,049	50,812	52,447	58,614	58,936	57,731	58,559	57,839	57,886	57,904
貸付金	31,387	43,491	43,686	155,762	163,603	180,787	167,756	156,275	143,017	166,312	163,364	144,237	140,058
内期限過貸付	760	505	10,238		950	8,220	4,520	6,255	5,915	1,635	8,798	3,878	3,877
創業入費消却	1,600	1,680	1,450	1,100									
所有物勘定	270	124	52		322	6,119	6,400	5,544	5,130	4,880	4,600	4,420	4,320
金銀有高	27,381	13,092	40,276	15,146	32,518	18,893	22,917	15,992	47,146	16,147	16,612	14,901	13,605
配当年利回り(%)	7.92	11.00	13.00	15.00	17.60	15.00	12.00	10.00	9.00	9.00	9.00	8.00	7.00
借入金						20,000	21,000	10,000			10,000		
当座貸越											127	1,000	6,735
滞貸金									2,500	6,700	6,575	3,750	2,577

出所 『新潟県内銀行の営業報告書』(1)、新発田銀行(新発田第一百六国立銀行)、1974年、第四銀行所蔵、より著者作成。

穀倉地帯の中央に位置した新発田は、農業経済に依存していくことで近代的産業経済は停滞し、同行の経営は豪農中心の取引から脱却できず、農家経済の浮沈に左右され、大きく飛躍することが出来なかった。しかし、他方商業金融の強化も進められ、明治31年2月1日に新発田銀行に改組になり、新発田商業の中心的金融機関として成長していく。

・高田第百三十九国立銀行

1. 高田第百三十九国立銀行の設立

明治5年の高田の人口は27,460人で長岡を上回り、新潟に次ぐ県内第2位の地位にあって、隣の直江津の5,813人を合わせると新潟を抜いて県下第1位の地域であった。その後の人口増加状況は、港を背景にした県都新潟の急激な発展により、城下町の高田、新発田、村上、長岡は新潟に大きく水をあけられていった⁹⁾。

高田は明治初期になると、一気に西洋品を扱う、洋服、時計、写真、印刷、貨物取扱業、石油精製業など、あらたな商業活動が展開され、藩政時代の封建的商業とは大きな変化を見せた。それに従事した商人には旧高田藩士も多く、事業を始めるのに士族に対する授産資金が準備されたが、172名の士族が資金借用のため政府に提出した上申書に対する「公文類聚第八編」に、「士族の義は廢藩以来確実なる業務に就く者僅々にして其の他は何れも日雇稼或は商業に従事するも不馴れにして且資力に乏敷其目的を達する能わざる而已ならず終に破産に及び現今策計殆ど竭しとするの場合に立至候」とあり、「士族の商法」は失敗に終わるものが多くあった¹⁰⁾。

高田の商家数は82軒あり、商圏を同じくする直江津の38軒を入れると120軒となる。新潟の114軒より多く、長岡の62軒の倍に当たり、当時の高田の商工業の著しい発展を表している。高田は小間物や文房具類と呉服、染物が各11軒、次いで酒類が9軒、宿、料亭が8軒と多く、直江津は港を背景に回漕問屋が13軒、宿、料理が8軒、貨物取扱が3軒と続いている。

明治9年8月に家禄制度が廃止され、高田士族に対して、1,704人、総額71万5,330円の金禄公債証書が交付された。また隣の刈羽郡の旧椎谷藩には34人に対して総額21万5,330円が交付されている。国立銀行条例の改正により、公債をもって資本金に参加できることから、士族の金禄公債の保全と士族授産のために、多くの旧藩士たちの参加をもって高田の地に作られた。明治11年11月政府の許可があり定款や創立証書などの手続が行われ、明治12月11日には、高田呉服町に開業をした。

第百三十九国立銀行定款の第7条には「頭取取締役撰挙ノ事」の規定があり、「当銀行ノ取締役ハ六拾株以上ヲ所持スル株主ノ中ヨリ五人以上ヲ撰挙スヘシ」とある。そして就任条件として「但各取締役ハ右株式券状ヲ当銀行ニ預テ其代リトシテ禁授受ノ三字ヲ附シタル保護預リ証書ヲ受取り置キ右取締役奉職中ハ決シテ是ヲ引出スルコトヲ得サルヘシ」としている。

これにより取締役が以下の通り選出された。

(設立当初の取締役と株式引き受け状況)

川上直本	士族	高田馬場先町	67 株	3.350 円	頭取
牧村九八郎	士族	同 三ノ辻町	63 株	3.150 円	取締役
根岸巖	士族	同 作事町	61 株	3.050 円	〃
福永彌平	平民	同 直江新町	60 株	3.000 円	〃
笠原克太郎	平民	同 田村新田	60 株	3.000 円	支配人

『高田第三百三十九国立銀行創立証書』上越市総務課公文書館準備室所蔵。

なお頭取には、代々榊原家に仕える世臣で、禄 200 石の御持物頭であった川上直本が就任した。藩命を帯びた官軍との戦いに敗れ、その後は県内の各藩と官軍の間に入り調整役を務めた人物で、明治 2 年大参事に就任し高田の藩政改革に尽力した。

この当時の全国の国立銀行にしばしば見受けられた事であるが、定款及び創立証書が作られ、事業開始のための役員も選任されたものの、明治 12 年 5 月に頭取に就任した川上は急遽、東頸城郡長に選任されて辞任し、11 月の開業時には 2 代目の頭取となる旧高田藩士で取締役の牧村が就任する。しかし牧村も就任後間もなく辞任し、3 代目は同じ士族の上野貞輝が選任された。銀行の役員には、当時の有識者が参加しているため、国立銀行の初代頭取が地方の首長や役人に就任する例が多く、また、銀行最高責任者は名誉職的考存在でもあった。

2. 営業状況

(1) 預金の状況

上越地方全般の官金の取り扱いを担当していたことから、公金預金の残高が大きく貢献し、創立当初から順調にスタートすることができた。明治 14 年以降、松方大蔵卿によって実施されたデフレーション政策により、物価の下落、商況の不振、米価の急落から人民預金が減少した。

そうした中で公金預金は人民預金を大きく上回り、明治 15 年下期では総預金の 70% 以上を占めるに至った。明治 17 年の実際考課表には、新潟県中頸城郡役所や高田駅逓出張局為替方、高田国庫金取扱所等という御用預り金の対象先の名称を見出すことができる。明治 16 年頃に人民預金が増えてくるまで資金調達に大きく貢献し、貸付金の需要増に答えた。人民預金は明治 17 年には 10 万円台に到達し、その後も漸増しながら公金預金を上回り残高は逆転したものの、公金預金も明治 20 年までは高水準にあり、預金残高は増減を繰り返しながら順調に推移していった。明治 21 年以降も人民預金は順調に増加する中で公金預金は減少し、その構成比は次第に低下し、明治 22 年には総預金の 20% 以下まで落ち込んだ。民間預金が好調であったのは、工業、商業においても旧藩士や維新以前よりの富裕商人たちによる指導や協力があって、商業活動が活発であったこと、石油精製の新事業や、柏崎、直江津港の海上輸送、明治 19 年以降になるが信越線開通による高田駅の設置等、高田の地は繁栄の道をたどり、他の地域と比較すると

調達には恵まれた環境であった。

預金の種類は、一般の預金として定期預り金や貯蓄預り金、商人には当座預り金が活用されており、別段預金も商品化されていた。明治 17 年度下期の定期預り金は預金全体の 44.2%、当座預り金は 33.8%であった。金利については前述のように明治 22 年下期の新潟県内の国立銀行の平均が最高で 4.5%、最低で 1.0%であるのに対して、高田では、最高 5.0%、最低 1.8%で地方での資金調達は多少高めの設定が必要であった¹¹⁾。

（2）貸付金の状況

創業から調達面は順調に進められてきたが、貸付金も開業 2 年目で 10 万円を超え、明治 16 年以降には 50 万円台を維持し、最初に出来た長岡第六十九国立銀行の同年代の貸付金とほとんど同規模の残高であった。上越地方の年々増えてくる資金需要の増加にこたえるべく明治 13 年に 20 万円に、明治 16 年には 35 万円にと順次増資して業容を拡大していった。しかし、増資を上回る旺盛な貸付金への要請には、他からの導入が必要となり、当初は第四国立銀行、その後日本銀行から多額の借入金を持続しなければならなかった。20 年代半ば以降になると、借入金額も大きくなり収益にも負担になってくる。創業時の貸出先は、他行同様に士族への生活資金や授産資金が多く金額面でも上位にあったが、明治 19 年上期の資料では、農業が 54.6%、商業が 36.3%、士族が 0.6%と大きく変わり、地主に対する貸出が増加していた。担保は、農業者からは土地や米穀が多く、商人からは商品である大豆や塩などを徴求し、信用貸しは少なかった。地主偏重の取引から、銀行本来業務である商工業者への本格的な移行は、同行が普通銀行に改組して、明治後年になってから上越地方の鉄道網整備に伴い、物資の交流が盛んになり、近代産業が勃興してきてからである。内訳は表 - 5 の通りであるが、当座貸越が創業間もない頃から順調に増加しているものの、割引手形については決済手段として商業手形の流通がまだ未発達のため、明治 13 年の 3,000 円の実行があった程度で残高としては僅かなものであった。（表 - 6）

金利については、県内の国立銀行の 22 年下期の貸付金金利は、最高 11%、最低は 10%であったが、高田の同時期の金利は、最高で 12%、最低で 10%で多少高めの設定であった。不良資産は、期限過貸付が 15,174 円と滞貸付金 5,979 円計上されており総体の貸付金の 3.8%程度で、貸出先である商工業者や士族の状況は比較的良好なものであった。

表 5 高田第三百三十九国立銀行における明治 17 年の貸付金内訳

貸付金科目	貸付金額（割合）	貸付金科目	貸付金額（割合）
貸付金	412,984 円（74.7%）	期限過貸付金	15,174 円（2.7%）
当座貸越	118,408 円（21.4%）	滞貸付金	5,979 円（1.1%）
割引手形	425 円（0.1%）	合計	552,970 円（100%）

出所 『高田第三百三十九国立銀行 11 年半期実際考課報告』 第四銀行所蔵

表-6

高田第百三十九国立銀行 半季實際報告

(単位:円)

(負債)	12年下期	13年上期	13年下期	14年下期	15年下期	16年下期	17年下期	18年下期	19年下期	20年下期	21年下期	22年下期
資本金	100,000	100,000	200,000	200,000	200,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
積立金		629	36,994	40,393	45,666	120,166	117,183	119,208	121,298	133,625	133,185	135,671
発行紙幣	80,000	79,976	79,946	79,954	79,874	80,000	78,266	76,381	74,351	72,107	69,785	67,423
公金預金	45,989	22,918	13,862	52,837	39,803	25,309	41,839	69,111	140,238	95,184	43,582	31,762
人民預金	5,010	84,288	14,317	25,441	14,348	79,682	111,858	172,167	232,060	174,133	126,988	134,421
他店為替借	2,587	5,137	54,198	34,178	97,181	61,304	76,118	62,854	27,121	169,045	53,672	76,073
当期利益金	6,622	7,806	16,048	22,919	38,961	40,050	38,910	36,977	35,597	34,872	25,898	25,312
前期繰越		67	91	2,323	1,229	1,788	1,138	1,106	2,611	2,668	1,034	954
負債・資産合計	240,219	301,189	422,348	456,120	737,046	782,769	866,706	924,179	1,007,711	1,094,131	960,322	974,284
(資産)												
公債証券	123,367	132,095	135,529	134,459	138,089	136,882	180,332	179,111	187,637	263,150	268,208	281,963
貸付金	42,555	107,030	191,219	240,223	495,040	504,495	552,970	549,176	532,070	586,377	510,892	498,040
期限過貸付							* 6,669	* 2,669				
創業入費消却	2,373	2,314	2,254	1,000								
所有物勘定		249	354	140				5,668	3,854	15,867	17,563	30,886
金銀有高	71,226	54,079	54,398	68,736	78,707	71,510	93,132	139,529	225,644	156,117	90,719	107,525
配当年利回り	11.20	11.40	13.00	16.00	17.00	17.00	17.00	15.00	13.00	13.00	10.00	10.00
内当座貸越			20,486	47,352	内訳不明	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
内割引手形			3,000	475	1,868	995	425	325	150	901		170
借入金											65,000	50,000

*損失金を表す

出所 『新潟県内銀行の営業報告書』(1)、百三十九銀行(高田第百三十九国立銀行)、1974年、第四銀行所蔵、より著者作成。

（3）収益の状況

当期利益金は明治15年下期になると、3万円台を維持していることから、堅実で適切な収益確保ができていたことがうかがえる。本業である貸付金の残高が、同年以降ほぼ50万円を確保できたことが大きい。為替は他の2行と比べても早くから取扱しており、荷為替では当時から国内外との交易で賑わっていた横浜、神戸などから砂糖、塩などの被仕向けが多く、手数料収入として収益に大きく貢献した。明治13年以降、為替勘定の残高も大きくなり取扱量が順次拡大していくのが分る。配当年利回りも、明治17年をピークに多少漸減してくるが、明治30年まで一貫して1割以上を維持している。その後も、高田の経済発展に大きく貢献しながら、明治31年1月1日、株式会社139銀行に改称して営業を継続していった。

おわりに

明治6年頃になると財政上の理由から、政府不換紙幣の増発による正貨の騰貴と輸入促進による海外への流失、および紙幣価値の下落が顕著になった。

そのため金貨兌換改正の陳情を政府に請願するが、臨時的な救済では本格的な打開策には至らず、ついに明治9年8月1日、改正国立銀行条例が公布された。改正条例には、正貨兌換方式を政府紙幣で引換える方式に変え、本業としての銀行業務に専念させ、もう1つの大きな課題であった巨額の金禄公債を銀行資本に組み入れることを宣言した。全国で交付された金禄公債1億7,400万円余、県内でも240万円の価格の下落防止と士族たちへの救済が、国立銀行創設の最大の理由でもあった。

3行の国立銀行設立理由については、廃業した士族の救済という最も大きな共通点があった。

村上第七十一国立銀行では、失業した士族が公債証書を担保に借金や売却により生業を始めたものの失敗する者が多く、交付された公債の浪費を防止しようと、銀行設立を図ったもので、旧村上藩士の上層部たちの主導で出来上がった国立銀行であった。出資者をみても全体の95.1%のほとんどを士族が占め、公債の交付を受けた士族の25%が設立のために参加をしている。当初、資本金の額を10万円で政府に申請をしたのも、広く多くの士族たちの救済を図ろうとした結果であった。

新発田第一百六国立銀行では、旧新発田藩士と、県内でも有数の穀倉地帯の中で江戸時代から明治初期にかけて大きく成長してきた大地主たちの間で、銀行創設の決議が行われた。士族だけが中心となって設立したものではないが当計画は反響を呼び、特に禄を失った士族から多くの参加希望が寄せられた。20万円という大きな資本金の申請を行ったのも、士族救済を全面に打ち出した旧藩士たちの願いであった。

高田第百三十九国立銀行でも廃藩以来、安定した職業に就く士族は少なく、日雇や商業に従事するが成功するものはほとんどなかった。その中で、銀行というものに対して知識を持ち合わせていなかった士族たちが、旧藩の重鎮たちの勧めがあったといえ、予想以上に多くの資本参加があった。高田、椎谷両藩合わせて1,738人、93万円の金禄公債は県内では最大の交付金

額であった。他の 2 行と同じく、土族の金禄公債の保全と土族授産という目的のもとに、交付を受けた土族の 22%という多くの参加で高田第百三十九国立銀行は設立された。

結果として金禄公債の大量発行に伴う価格暴落防止は、効を奏したのであるか。

設立された 153 の国立銀行の資本金総額、約 3,773 万円のうち、2,912 万円の 77.2%が禄券で払い込まれた。また明治 12 年 6 月末における国立銀行券発行抵当公債 5,134 万円（担保価格 3,334 万円）の約 90%は秩禄、金禄両公債が占め、金禄公債交付額全体の 27%が国立銀行の設立に利用された¹²⁾。金禄公債の価格低落防止という目的はほぼ達せられ、土族の持つ公債の費消防止に効果があったと考えられる。

3 行における大きな相違点は、経営に対する役員たちの対応と各行の収益状況にある。

村上第七十一国立銀行には積極的な銀行運営への取組が実際報告の計数から見えてこないように思える。前述のように、昔からの伝統産業である三面川の鮭の採取権が、旧藩士の生活を支えたものの、地域の近代化を遅らせたのも事実であった。閉鎖的な封建社会からの脱却が他の地域よりも時間を要した。開業時の発行紙幣については、他の 2 行とも許可額の 80%としているが、村上第七十一国立銀行はそれを下回った金額でスタートしている。預金も公的機関が少ないのは地方の小都市でやむをえないところであるが、人民預金に特化した預金の集積ができなかったのか。運用面でも、土族の金禄公債の費消防止が中心であったことから、貸付金が公債証書を上回るのが開業 5 年も経過してからである。経営難から役員の大規模な交代を行い、商人主導によりようやく商業資金への貸出も見え始め、銀行本来の業務が開始したのである。

新発田第百十六国立銀行でも調達苦は苦勞していたが、資金需要は旺盛なものがあり、経営者は資金不足を借入金で賄い、積極的な融資推進を行い銀行本来の業務を推進した。開業 3 年後には公債証書を 3 倍以上の 155,000 円の貸付金を確保、同年には当期収益金も 14,000 円と大台に乗せた。当初の運用先は米穀の騰貴により、米穀売買と土地投機で資金を必要とした大地主たちであるが、その後の新発田市域の商業の発展により、商業金融が必要とされるまで安定した収益確保先であった。

高田第百三十九国立銀行は順調に営業開始している。調達面では公金が開業時から大きく入金となり、明治 16 年以降は人民預金も急増し、貸付金も 2 年目に 10 万円台に到達している。運用面では、公債証書と貸付金とのバランスを取りながら経営、預金の集まる環境と貸出の資金需要が旺盛であることから出来ることであった。3 行のなかでは最も安定した経営が出来た国立銀行であったが、役員たちの積極的な経営努力もあった。銀行のもう 1 つの業務である為替についても収益確保の面から、国内外との取引を重視、手数料収入に大きく貢献させた。

本論は設立から 20 年代頃までの営業状況を中心にまとめてきたが、その後、営業満期国立銀行処分法と満期前処分法により普通銀行に転換、大正・昭和に入ると 3 行とも最終的には第四銀行に合併された。

明治 31 年 10 月、第七十一国立銀行は村上銀行に変更後も資金調達は不調で、借入金に頼らざるを得ずさらに収益を悪化させた。大正に入ると米穀商に対する不良債権が発生し純損金

38,000 円余を計上、信用不安から預金流出し破綻の危機に陥る。その後地元行との合併により経営は持ち直し、地元の金融機関として存在感を示し成長し始めたものの、昭和 11 年に大蔵省による 1 県 1 行主義の合同方針のもと、村上銀行の将来を展望し政府の政策に順応すべきとして第四銀行に合併された。第百十六国立銀行は、明治 31 年 2 月新発田銀行として転換してからは経営陣も変わり、資本金も倍額増資後 50 万円、100 万円と大きく増加させていった。しかし、第四銀行はじめ他行の本店により競合は熾烈を増し、新発田銀行の業績は一進一退を続け、経営陣の変更も銀行を弱体化させていった。大正 9 年の反動恐慌の影響で県内に銀行合同が相次ぎ、同行にも第四銀行との合併問題が発生してくる。当時の銀行経営は存続を懸念するほどの状態ではなかった為、反対を唱える役員たちもいたが、当時の頭取は「小規模の銀行では将来を期待できない」と判断、第四銀行の強い勧誘もあり大正 10 年 10 月合併が成立した。

順調な経営を続けてきた第百三十九国立銀行は、活発な資金需要から増資を重ね第四、第六十九国立銀行と県内を三分する地位を確立していた。明治 31 年 1 月に百三十九銀行に変更後も資本金は 70 万円と倍増し業績も順調に推移したが、大正初期には銀行が乱立し競争が激化、減資、減配の繰り返し停滞を余儀なくされた。しかし、上越地方の鉄道も整備され師団の誘致も効果を上げ始め、商工業も活況を呈し近代的産業も興り始めていたが、高田にも例外なく上記行同様に一県一行の強い要請が政府から発せられた。しかし、同行は合併を選択する状況になく、また高田には必要な銀行と地域から認知されており、市民あげての反対運動が展開されたが、当局が強制した県下大合同から逃れることは出来ず、昭和 18 年 3 月に第四銀行と合併した。3 行の合併については、状況はそれぞれ異なるものの、設立された場所が商業の中心地や近代的産業の集積地でなかったということが、最も大きい理由であると思われる。新潟、長岡の街と比較すると大きな違いがあった。本論は設立から満期により国立銀行がなくなるまでを辿ってきたが、銀行の消滅、存続についての詳細は今後の調査、研究としたい。

<注>

- 1) 村上市(編)『村上市史』通史編第 3 巻、村上市、1999 年、181 ページ。
- 2) 『村上第 71 国立銀行創立証書』株式引受一覧表より。
- 3) 村上銀行(編)『村上産業一般』村上銀行、1910 年、13 ページ。
- 4) 内閣統計局(編)『日本帝国統計年鑑』東京統計協会、1997 年、580～581 ページ。
- 5) 前掲『村上産業一般』17～55 ページ。
- 6) 新発田市史編纂委員会『新発田市史』下巻、新発田市、1981 年、186 ページ。
農政調査会『新潟県大地主名簿』『県下 1 万円以上地価持人名録』。
- 7) 前掲『村上産業一般』、13 ページ。
- 8) 『新発田第 116 国立銀行第 1 回半季実際考課状』本店景況欄より。
- 9) 第四銀行企画部(編)『第四銀行百年史』第四銀行、1974 年、22 ページ。
- 10) 上越市史編纂委員会『上越市史』通史編 5、上越市、2004 年、92 ページ。
- 11) 内閣統計局(編)『日本帝国統計年鑑』東京統計協会、1997 年、580～581 ページ。
- 12) 日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史』第一巻、日本銀行、1982 年、29 ページ。

主指導教員（藤井隆至教授） 副指導教員（菅原陽心教授・谷喬夫教授）